平成２６年（フ）第３８９７号
東京都世田谷区給田５丁目８―５―Ｂ407
債務者　西山　　香
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９８号
東京都豊島区長崎２丁目15―１―104
債務者　羽鳥　智文
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９００号
千葉県千葉市若葉区愛生町120―５
債務者　大川恵美子（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９０１号
東京都練馬区南田中５丁目２―７―701
債務者　水田　一道
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９０２号
東京都板橋区徳丸３丁目41―25―205　第二フジマンション
債務者　白石　光江
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９０３号
東京都八王子市上柚木256―101
債務者　御子柴　恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９０４号
千葉県茂原市下永吉2723　クリーンヴィレッジＢ205、住民票上の住所千葉県茂原市下永吉2679―14
債務者　大崎　健一
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９０５号
千葉県八千代市八千代台北３丁目４―５
債務者　小野田明美（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９５２号
埼玉県行田市本丸８―１
債務者　岩田　　毅
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０８２号
東京都大田区西蒲田３丁目16―21―301
債務者　平　　和馬
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１０１号
東京都豊島区高松３丁目１―15―103
債務者　梅本勝之進
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１１９号
東京都練馬区三原台１丁目15―11―102
債務者　萩原　　武
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１２４号
東京都豊島区高松１丁目21―９―405
債務者　柴尾　侑平（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１４９号
神奈川県横浜市西区境之谷102―86
債務者　高橋八重子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１５５号
東京都町田市木曽東２丁目11―47―109
債務者　佐藤　眞人
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部